

長野県における当該農産物について慣行的に行われている化学合成農薬の使用回数及び化学肥料の窒素成分量 新旧対照表

新

令和3年12月6日 一部改正

長野県における当該農産物について慣行的に行われている化学合成農薬の使用回数及び化学肥料の窒素成分量（以下「地域慣行基準」）

第1 共通事項 ～第2 普通作物（略）

第3 果樹

1 りんご

【化学合成農薬】

(1) 早生種（つがる、シナノドルチェ、シナノレッド、さんさ、夏明、すわっこ 等）

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】	内 訳（参考）			備 考
		殺菌剤	殺虫剤	除草剤	
		下伊那	3 4	1 8	
諏訪、上伊那	3 2	1 7	1 2	3	
佐久、上小、中信	3 0	1 4	1 3	3	
長野、北信	3 1	1 4	1 4	3	

(2) 中・晩生種

（ふじ、シナノスイート、シナノゴールド、秋映、王林、紅玉、ジョナゴールド、陽光、千秋、シナノピッコロ、シナノプッチ、とき 等）

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】	内 訳（参考）			備 考
		殺菌剤	殺虫剤	除草剤	
		下伊那	3 7	2 0	
諏訪、上伊那	3 5	1 8	1 4	3	
佐久、上小、中信	3 4	1 6	1 5	3	
長野、北信	3 5	1 7	1 5	3	

※りんご共通

- ①落果防止を目的として、植物成長調整剤を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。
- ②摘花（果）を目的として、植物成長調整剤を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。
- ③剪定時、剪定整枝時又は病患部削り取り時に塗布剤等を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。
- ④県内における薬剤耐性リンゴ黒星病の発生を受け、平成 30 年から県下全域で重点防除を実施していることから、**への対応のための防除体系の変更に伴い、当面の間、当該病害の防除を目的として、県の指導に基づく特別防除を実施した場合は、殺菌剤 2 剤（長野、北信地域に限り 3 剤）黒星病対策として QoI 剤使用の際に作用機構が異なる殺菌剤を加用した場合、また、10 月上旬の防除を実施した場合について、それぞれ 1 剤を上限として農薬使用回数に含めないものとする。**

【化学肥料】

区 分	窒素成分量【kg/10a】	備 考
県下全域	1 5	

（以下 略）

旧

令和元年12月10日 一部改正

長野県における当該農産物について慣行的に行われている化学合成農薬の使用回数及び化学肥料の窒素成分量（以下「地域慣行基準」）

第1 共通事項 ～第2 普通作物（略）

第3 果樹

1 りんご

【化学合成農薬】

(1) 早生種（つがる、シナノドルチェ、シナノレッド、さんさ、夏明、すわっこ 等）

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】	内 訳（参考）			備 考
		殺菌剤	殺虫剤	除草剤	
		下伊那	3 4	1 8	
諏訪、上伊那	3 2	1 7	1 2	3	
佐久、上小、中信	3 0	1 4	1 3	3	
長野、北信	3 1	1 4	1 4	3	

(2) 中・晩生種

（ふじ、シナノスイート、シナノゴールド、秋映、王林、紅玉、ジョナゴールド、陽光、千秋、シナノピッコロ、シナノプッチ、とき 等）

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】	内 訳（参考）			備 考
		殺菌剤	殺虫剤	除草剤	
		下伊那	3 7	2 0	
諏訪、上伊那	3 5	1 8	1 4	3	
佐久、上小、中信	3 4	1 6	1 5	3	
長野、北信	3 5	1 7	1 5	3	

※りんご共通

- ①落果防止を目的として、植物成長調整剤を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。
- ②摘花（果）を目的として、植物成長調整剤を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。
- ③剪定時、剪定整枝時又は病患部削り取り時に塗布剤等を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。
- ④県内における薬剤耐性リンゴ黒星病の発生を受け、平成 30 年から県下全域で重点防除を実施していることから、当面の間、当該病害の防除を目的として、県の指導に基づく特別防除を実施した場合は、殺菌剤 2 剤（長野、北信地域に限り 3 剤）を上限として農薬使用回数に含めないものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量【kg/10a】	備 考
県下全域	1 5	

（以下 略）